

第4次寒河江市地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)

概要版

◆計画の推進◆

計画の推進体制

・協働による計画の推進

生活課題は多様化しており、行政や一部の専門家の力だけで解決することは困難です。そのため、市民、行政、各種団体などすべての個人・組織が目標達成に向けて行動します。

・寒河江市社会福祉協議会との連携による計画の推進

社会福祉の推進において、「社会福祉協議会と行政は車の両輪である」との認識に立ち、連携を図り計画を推進します。

計画の進行管理

計画の進行状況について、毎年度評価・点検し、寒河江市の最上位計画である「第7次寒河江市振興計画」に基づき、本計画の策定にあたった寒河江市地域福祉計画策定・推進委員会において、計画の内容に必要な見直しを行います。



◆他計画との関係◆

第7次寒河江市振興計画

第4次寒河江市地域福祉計画

高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

第5次障がい者基本計画

第3期子ども子育て支援
事業計画／母子保健計画

いのち支える寒河江市
自殺対策計画(第2期)

第3次健康さがえ21

第4次地域福祉活動計画(寒河江市社会福祉協議会)

◆計画の概要◆

計画策定の趣旨

安全安心な生活と地域福祉の向上に向け、市民一人ひとりが福祉活動に主体的に取り組む意識の醸成と、地域が主体となり福祉活動に取り組む仕組みを構築し、地域共生社会の実現を目指すための計画です。

計画の位置づけ

社会福祉法第107条に基づく市町村福祉計画で「第7次寒河江市振興計画」を上位計画とし、本市の保健福祉に関連する個別計画を地域の視点で一体的に推進する計画です。



基本理念

互いに支えあう地域の絆 夢と幸せつなぐまち「さがえ」



私たち一人ひとりが明るく元気に、いつまでも安全安心を実感し暮らし続けていくためには、住民同士の「お互いさま」の関係性をつくっていくことが大切です。

そのためには、住民が主体的に地域の課題を把握して、解決に向けて積極的に参加しようという意識の醸成が必要です。また必要なサービスの適切な利用に結び付けられる体制の整備、周知の徹底が大切です。

さらに、近年頻繁に発生している地震・豪雨などの大規模な自然災害や、新たな感染症に対応するため、地域の防災体制の強化は早急に取り組む必要があります。

そこで本市では、「互いに支えあう地域の絆 夢と幸せつなぐまち『さがえ』」を基本理念として第4次寒河江市地域福祉計画を策定し、包括的な支援を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

令和8年3月策定・編集／寒河江市福祉国保課

〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2番1号(ハートフルセンター)

電話 0237-85-0242 ファックス 0237-83-3201

基本目標

基本施策

主な取り組み

基本目標 1

主体的に地域に関わる人づくり

一人ひとりが、自分や家族の住む地域の福祉について関心を高め、他人を思いやりお互いを助け合おうとする地域福祉意識の醸成を図る必要があります。そのため、具体的活動ができるよう支援してまいります。

・地域福祉の意識と理解の醸成

市民の福祉への理解と関心を高めるため、地域で実践されている福祉活動の事例や福祉制度に関する情報発信を積極的に行い普及啓発に取り組んでいきます。

・協働の地域づくり

地域で実践されている様々な活動と、福祉関係団体等の連携・協調を推進します。

・地域福祉の担い手の確保・育成

地域や福祉活動に取り組む人の資質向上と、人材育成の強化を図ります。



- ・福祉サービス情報ガイドブックを作成します
- ・SNS等を活用した情報提供を充実します
- ・福祉活動事例等の情報を定期的に発信します
- ・協働による地域づくり活動を支援します
- ・福祉関係団体等の支援を行います
- ・民生委員児童委員に対する研修を実施します
- ・社会福祉協議会への支援を強化します
- ・ボランティアセンターの活動を強化します
- ・子どもに対する福祉教育を推進します

基本目標 2

みんなで支え合う地域づくり

子どもからお年寄りまで、障がいや介護の有無にかかわらず、住み慣れた地域で明るく元気に、その人らしい暮らしができる社会を構築する必要があります。その基本となる地域のネットワーク体制の強化に取り組めます。

・地域のネットワークづくり

地域活動に参加しやすい環境をつくり、地域住民の自主的な活動を支援し、活力ある地域づくりを推進します。

新たな感染症や異常気象による自然災害の発生等の影響により、経済的な支援の必要な人が増加傾向にあるため、全ての人が地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

・災害に強い地域づくり

災害時に地域が自主的に行動できるようにするため、地域ごとの防災・避難計画作成を支援します。避難行動要支援者については、地域が主体的に避難支援に取り組める体制づくりを推進します。

- ・身近な相談体制の整備と地域見守りネットワーク体制を構築します
- ・ボランティア活動や地域活動のネットワーク化を推進します
- ・住民の主体的・自主的な地域活動を支援します
- ・NPOや住民組織等による多様な生活支援サービスを充実します
- ・生活困窮者への自立支援体制を充実します
- ・更生保護活動団体を支援します【新規】
- ・障がい者における就労と社会参加を支援します【新規】
- ・地域ごとの防災、避難計画作成を支援します
- ・個別避難支援プランへの完全登録を目指します
- ・福祉避難所を整備します
- ・災害ボランティアセンターの体制を強化します

基本目標 3

安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり

住み慣れた地域や居場所において、健康増進や介護予防の取り組みなどを通じ、安心して快適に生活を営むことができる環境づくりを推進します。

また、包括的な支援体制づくりや、判断能力の低下した方の権利擁護を推進し、全ての人の暮らしを支える取り組みを進めます。

・快適な生活環境の推進と包括的な支援

すべての人が、生まれ育った地域でいつまでも安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

・権利擁護の推進

判断能力が不十分な人の財産・権利等を守るため、成年後見制度の周知を図ります。また、虐待の早期発見、対応、支援の取り組みを充実していきます。

・健康長寿の推進

健康寿命延伸のために、市民一人ひとりが主体的に、自身のライフステージに合わせた健康づくりに取り組めるような地域社会の実現を目指します。誰もが安心して暮らせるよう地域医療体制を構築し、安全で安心な医療環境の提供に努めます。



- ・公共施設等のユニバーサルデザイン化とバリアフリー化を推進します
- ・障がい者や高齢者の移動手段と介護サービスを充実します
- ・子育て世代の交流の場の整備と子育て世帯の負担軽減を推進します
- ・顕在化した課題に対し、重層的かつ包括的な支援体制で対応します【新規】
- ・デジタル技術を活用します【新規】
- ・成年後見制度の利用を促進します
- ・虐待の早期発見・早期対応体制と包括的・総合的な相談窓口を充実します
- ・「こころ」と「いのち」を守るための支援に取り組めます【新規】
- ・ライフステージに合わせた心と体の健康づくりを推進します
- ・歯科保健や健康診査、がん検診を充実します
- ・健康ポイント事業の周知に取り組めます
- ・フレイル・認知症予防に重点をおいた介護予防事業を展開します
- ・感染症予防対策を推進します
- ・救急医療、休日診療体制を充実します
- ・地域医療体制を構築します